

お客さま各位

セコム損害保険株式会社

## 建築基準法改正に伴う構造級別判定等の取扱いについて

2024年4月1日の建築基準法改正に伴い、当社では2024年10月1日以降保険始期契約から、火災保険および地震保険における構造級別判定の取扱いを改定し、これまで耐火建築物（大規模な建築物や避難上困難が生じるおそれのある建築物等）は、すべての主要構造部を耐火構造とする必要がありましたが、改定後は「防火上及び避難上支障がない主要構造部」については、耐火構造とすることが不要となります。

なお、以下の〈構造級別に関する記載のある資料等〉におきましても、2024年10月1日以降保険始期契約においては、上記改定により、防火上および避難上支障がない主要構造部を除いた主要構造部が耐火構造の建物は耐火建築物としての取扱いが可能となりますので、ご注意のほどよろしくお願い申し上げます。

### 〈構造級別に関する記載のある資料等〉

- ・セコム安心マイホーム保険 パンフレット
- ・セコム安心マイホーム保険・火災保険 契約申込書
- ・セコム安心マイホーム保険・火災保険 契約更改申込書
- ・火災保険契約内容変更依頼書（承認請求書）
- ・家庭総合保険・火災保険ご契約内容確認のための参考資料
- ・建物構造確認書 等

※ 2024年4月1日の建築基準法改正に伴い、建築基準法施行令も改正され、建築基準法施行令の条番号が一部変更となりました。上記の資料等に記載されている「建築基準法施行令第108条の3」の記載は「建築基準法施行令第108条の4」に読み替えてご使用ください。